

# 倒産法 ガイダンス

## 1 総論

### (1) 倒産の意義 破産法・民事再生法・会社更生法・会社法

倒産法という名称の法典は、存在しない

→ 破産法, 民事再生法, 会社更生法, 会社法

- ・ 破産法 平成 16 年制定, 17 年施行
- ・ 民事再生法 平成 11 年制定, 12 年施行
- ・ 会社更生法 平成 15 年制定, 15 年施行

### 倒産処理—「倒産」という現象—

- ・ 「倒産」は破産法などには出てこない講学上の用語

⇒ 企業にも個人にも起こりうる。

- ※ 会社は経済活動するための営利社団法人であるし、個人でも経済活動がある。経済活動をすると、債権債務関係を残す。

経済活動が順調にできるというのは、債務を順調に返済できていることを意味する

↓したがって

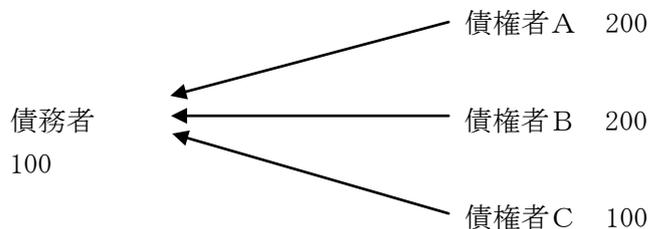
倒産するというのは、債務の弁済が不能になること。

- ※ 個人にも経済活動の破綻はある。

収入を超えた支出をするなどを想起してほしい

= 信用経済である以上、必ず生じる現象

### (2) 倒産現象の放置と債権者間の不平等



☆ 負債総額が 500 に対して、財産が 100。

⇒ 平等に分けようとしたら 20% = 5 分の 1

(按分すると) 40・40・20。

⇒ 40 = -160 = 8 割の損失。

※ 債務者の無資力リスクを平等に負担する **債権者平等原則**

他の人より不利に扱われることはないと思うからこそ安心してお金を貸せる。そうでなければ、早い者勝ちが苦手な人はお金を貸さなくなる。信用を基礎とする経済社会の必須のインフラが倒産法制度である。

※ 債務者の財産が 100,

弁済期が到来している債務者が 3 人。

A・B・C がそれぞれ 200, 200, 100 の債権を保有する状況を想定。

※ 放置すると、それぞれの債権者は自己の債権の全額について弁済を受ける権利を有する以上,

A は訴訟提起の手段により、債務名義で強制執行できる。

**問題提起**

誰か 1 人が権利を実行すると？

民法に明文はないが、債権者平等原則は働いている。

強制執行に他の債権者が気がつけば、配当要求をする。

↓しかし

債権者平等原則が実現できない？

⇒ 財産が欠乏していることは、複数債権者の競合を意味することになる。

※ 財産が十分あれば、債務がいくらあっても逆に、お金がなくとも債権者が 1 人しかいなければ不平等という問題は生じ得ないことを意味する。

↓とすれば

**全債権者の平等を確保**することが、倒産法制を必要とする理由

**(3) 私的整理と法的整理**

**意義**

合意で処理する可能性

⇒ それぞれ弁済割合を合意することも可能

↓しかし

**デメリット**

**全債権者が合意する必要**

↓

債権者の 1 人が途中で全額について強制執行をかけるのを、誰も止められない(コアな権利) = 1 人が抜け駆けをすれば、私的整理は成り立たない。

↓結果として

他の債権者はさらにわずかに残ったものを分配

不公正，不平等な分配，弁済のおそれ



債務者が誠実か，財産を隠していないか

### 法的整理

債権者の個別執行を法律上禁止することができる

## 2 倒産法の基礎理論

### (1) 倒産法の制度目的

#### 倒産処理の指導理念

- ① 実体的側面 → 公平・平等・衡平の理念
- ② 手続的側面 → 手続保障の理念

#### 倒産法の制度目的

強制執行制度を補完し，債権者の集团的満足を最大化させる

### (2) 倒産実体法と倒産手続法

#### 倒産実体法

- ① 財産拘束に由来する法準則
  - 債権者の集团的満足を最大化させるために特に必要とされる
  - 例 債権者の個別的権利行使の禁止，債務者の財産管理処分権の制約
  - ※ 財産拘束は，倒産手続開始前の段階においても発現する必要がある
  - ∴ 危機時期の到来と倒産手続開始との間には時間的なギャップがある
- ② 平時実体法の内容をそのまま倒産手続に翻訳した法準則
  - 債権者相互間のプライオリティーに関する規律
  - 例 取戻権，一定の別除権，一定の相殺権
  - 履行選択の場合に相手方請求権が財団債権等とされる
- ③ 平時実体法の内容を修正・変更した法準則
  - 倒産時における公正な損失分配ないし社会的正義の観点から正当化される
  - 例 一定範囲の労働債権

### 倒産手続法

破産事件の性質を例にすると、

- ・ 民事訴訟の側面 = 個別執行制度である民事執行制度を補完する
- ・ 非訟的行政的側面 = 破産裁判所が、破産管財人を監督し(75)、管財人が法定の重要な行為をするに際し許可を与える(78Ⅱ)
- ・ 判例(百選No.1) = 破産手続は純然たる訴訟手続ではなく、口頭弁論を経ないでした破産手続開始決定は憲法 82 条に違反しない

### 判例

#### No.1 倒産手続と憲法的保障(1) — 裁判を受ける権利

①最大決昭和 45 年 6 月 24 日, ②最決平成 3 年 2 月 21 日

<決定要旨>

##### ①決定

破産宣告決定および抗告棄却決定は、固有の司法権の作用に属する裁判(純然たる訴訟事件)に該当しないから、これらの決定は、**憲法 82 条に違反しない**。

##### ②決定

免責の裁判は、純然たる訴訟事件についての裁判ではなく、本質的には非訟事件であるから、公開の法廷における対審を経ないでされるからといって、**憲法 32 条に違反するものではない**。

- ・ 破産開始手続  
口頭弁論を開くか否か、書証の取調べや関係者の審尋をするかは、裁判所の裁量(8 条, 15 条 1 項)。
- ・ 免責手続  
免責事件の増大に鑑み、免責手続の簡略化が図られている。  
破産者審尋期日を廃止するとともに、異議を述べた破産債権者の意見聴取は任意的(8 条 2 項)。

#### No.2 倒産手続と憲法的保障(2) — 財産権の保障 最大決昭和 45 年 12 月 16 日

<決定要旨>

会社更生法の各法条の定める財産権の制限は、事業の維持更生を図るという目的達成のため、公共の福祉のため憲法上許された必要かつ合理的な財産権の制限を定めたものであり、**憲法 29 条 1 項, 2 項に違反しない**。

**憲法 32 条にいう裁判**とは純然たる訴訟事件についての裁判のみをさし、更生計画認可決定に対する不服の申立ては純然たる訴訟事件ではないから再生計画認否の決定に不服の申立てができない旨の定めも**憲法 32 条に違反しない**。

**更生債権者または更生担保権者の各権利と株主の権利**とはそれぞれ性質を異にするので、異例の扱いをしても、**憲法 14 条 1 項に反しない**。

※ 確立した判例理論(非訟・訴訟の二分法)に基づくものと評される。

### 3 消費者倒産と企業倒産

#### 社会現象として

- ・ 消費者倒産  
消費者信用，無担保融資，自動契約機，クレジットカード，住宅ローン
- ・ 企業倒産  
バブル崩壊，商工ローン

#### 消費者倒産と企業倒産の法的二元化

企業倒産の場合でも，個人事業者であれば経済生活の再建や免責の必要はある  
しかし，消費者倒産と企業倒産との間には実質的に有意な差がある

例 消費者倒産における同時廃止(216)では，破産法規定がほとんど適用されない。  
消費者倒産では，規模が小さいため，簡易迅速な個人再生手続が用意されている。  
企業倒産では，通常管財事件・通常再生手続・更生手続が利用されることが多い。